

そういう点では、もつともつと言われた公平の原則とか言われるのでしたら、なぜ
もつと市民の代表を入れないのか、保護者の代表を入れないのかということ（「そのお
り」と呼ぶ者あり）再三私は言ってきたわけですが、今後に当たっても、こういう
中で決められた保育料の改定、値上げについては私は絶対に許せないし、また、多くの
市民の方たちもそのように思われているというふうに思っております。

それと、百七十四条をもとにして規則をつくっている。その規則では、十名以内とな
っているわけですが、必ずから、八名で悪いことはないのですけれども、そういう点ではもつと広
く学識経験を有する方とか、保護者の代表とか入れれば後二名は入れたわけ
です。その辺の点を非常に安易に、もつともつと十分に市民の声を聞くという点で行え
ば、私は専門委員会の答申だつてもつと違つた点、そして同じような答申が出たと
しても、市民の方にもつと理解してもらえんというふうに思うわけです。私は、こういう点
では、保育料についてもこの使用料が負担金かという点もありますが、それだけで
はなく、市民生活を擁護するという福生市の行政としても、これはとても許せない
というふうに思います。そういう点で、この保育専門委員会ですけれども、今後設置さ
れるときは安易に専門委員のメンバーを決めるのではなくて、いろいろ保護者の方

たちの具体的な意見が出るような方法で決めていただきたいというふうに思います。

それと、保育協議会については、これは後で私が個人的に聞きますけれども、そういうも
のがあるという事は、私はいままで知りませんでしたし、これは余りにも詭弁すぎるのじゃない
かと思いますが、その点も今度は私は個人的に聞かせていただきたいというふうに思います。
その点、保育料については、公共料金であるわけですから、安易に値上げをするとか、こうい
ふようにしたからもういいのだという事ではなくて、これからもうさらに市民の声を十分に聞いて
いただきたいということを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（末次性男君） 二れより十一時十五分まで休憩いたします。

午前十一時六分 休憩

午前十一時十七分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に二番仲村清信君。

（二番 仲村清信君 登壇）

○二番（仲村清信君） 先の通告に従いまして一般質問をいたします。
最初に工事請負契約について

このところマスコミ等において報道されない日の方か少ないような公共事業の工事契約に関する不祥事が相次いであります。私は、本議会において現在の社会機構、また平均的な常識の持ち主ではとうてい理解できないような建設業界の体質について、福生市の理事者が現在まどどのような考え方でやっていたか。そして、今後の契約に関して世間で問題となっている多くの改善点にどのように対処されるか。この質問を通して市民にお知らせしたいと思います。

答弁につきましては、具体的な考えか、方法等についてお願いしたいと思います。

以下五項目についてお尋ねいたします。

第一番目として、指名競争制度。
現在全国の建設業者は、大手、中小、零細合わせますと四十九万五千社ぐらい、従業員数は約五百五十万人ぐらい。年間の工事利潤総額は実に四十九兆七千億円、これはGNPの五分と二割ぐらいを占めるということですが、この業界内の競争は非常に厳しいものがあるということがために、何としても安定した工事量と利益を得る

ために、この業界の中においては問題になっている談合が常識となっていると言われております。しかし、ルールに従った公正な自由競争が、税金のむだ使いや経済的損失を防ぐということは一般論として常識ではないかと思ひます。国や都においては、指名業者をいままでよりふやして、談合ができにくい方法等も考えておられるようがありますが、当市としては、現在世間で問題となっている点について、何らかの検討をされるかどうかお尋ねいたします。

二番目、メンバーセットについて

業界の中においては、競争相手をゴルフとか飲食に接待して、競争を断念するよう働きかけ、そしてその一方では、その断念を確約した相手だけを競争入札に参加させるような工作をするというこういったやり方をメンバーセットと言っているようですが、これは汚職にもつながると同時に業者にとって不当な利益を与えらるることにもなり、初めから工事を取る気のない業者だけが集まった形式的な入札であり、大変な問題ではないかと思ひます。当市としては、これらの問題についてどのようにチェックしておられるのかお尋ねいたします。

三番目、独占禁止法についてお尋ねいたします。

公正取引委員会においても談合については摘発を行っております。独禁法では、事業者や事業者の団体が契約、協定などの名称に関係なく対価を決定し、公共の利益に反して一定の取引引き分野における競争を実質的に制限すること。すなわち、これを不当な取引制限として禁止しております。建設業界においては、個別の談合は独禁法違反にならないとか、建設業界が絡んだものでなければ大丈夫だ、このような感覚で今日までできておられますが、公取はこれらにも対して、談合は原則的にすべて独禁法違反であるとの見解を打ち出しておりますが、当市としては、どのような見解を持っておられるかお尋ねいたします。

四番目、談合入札が行われた場合、契約締結後であっても当市としては契約を解除されるのかどうか、その点についてもお尋ねいたします。

五番目、市内の工事関係業者の指導育成について。

市の組合業者の選定につきましては、一定の形式を整えた業者を選定しておりますが、私ども実際に現場で仕事をしているのを見ましたときに、下請業者というのじゃなくて、またその下のあたりの孫請けの業者あたりがこの現場作業をしているのが現状ではないかと思えます。

福生市の工事に関する契約等を見るときにも、大手の上場会社等に多くの工事契約代金が支払われております。しかし、これらの会社は幾ら利益を上げても、福生市の財政的には一銭の税金も納めていたげるわけじゃないのです。ひとつ考えなくては、現在の指名業者の選定についても、多く考えさせられる点があると思えますので、組織的に弱い市内の工事関係業者等の指導育成を商工会等と協力して考え、実際に仕事のできる業者に工事を請け負わせて直接それらに支払いをすることによって、中間の大きなマージンをカットする。そして、多少なりとも地域業者が潤い、また地域経済の活性化のために、主としてこれらの指導をされるような考え方があるかどうか、お尋ねしたいと思えます。

次に、市民サービスについて二点ほどお尋ねしたいと思えます。

第一点として、結婚式場の設置についてでございます。

現在の社会において、この結婚適齢期を迎えられた方々が一番頭が痛いのは、結婚式の膨大な費用ではないかと思えます。それとまた一つ、住宅問題。本日は私の結婚式についてお聞きしたいと思えますけれども、福生市においても毎年多くの方々が結婚式を挙げていらっしゃるわけです。これらの人々の中には、福生市においても近隣の市

や町にあるような結婚式場があつたならば、強く望んでおります。新しく人生をスタートする新郎新婦にとつては、すばらしい結婚式を福生市で挙げて、その思い出の土地に、リっぱな家庭を築くと同時に、福生市発展のために尽くしてやううじゃないかというふうな市民が、一組でも多くできるというふうなことにでもなれば、福生市のある繁栄のためにもつなかることだと思いますが、いかがなものでしょうか、御答弁をお願いいたします。

二番目、市民葬儀制度の取り扱いについて。

人生は、筋書きのないドラマのようなものだと言われております。いつ起こるかかわらない人生の節目に、みんながみんな十分な備えを持つて対処できるであらうか。昨今の物価高のために、葬儀に際しては大変なことだと私は思います。個人の霊を慰めるために、リっぱにやつてあげたいと、こう思うのが人の常であると思いますが、お金をかけるだけリっぱな葬儀では私はないと思います。お金をかけたりリっぱな葬儀と同じ内容のものを割り安で行えたならば、これを実現させているのが他市等において行われている市民葬儀制度という制度でございます。市が取り扱ひの業者を指定して利用料金については大体一般の価格の五割以下というふうな安い料金を協定しております。

市民ならば、誰でもがこれを利用することができ、市の窓口で利用券を受け取る。そして、業者の選択については、個人が自由にできる。このような制度を私は設けることによつて、市民に対するサービスをやつたならばいいかかと思ひますので、お伺ひしたいと思ひます。

以上をもちまして第一回目の質問といたします。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君) 仲村議員さんの御質問に対してお答えいたします。

最初に工事契約に伴う指名競争入札制度についてでございますが、最近、新聞、テレビ等で公共工事をめぐる一部の建設業者の不明朗な受注が問題になっております。公共団体が締結する契約の方法は原則として一般競争入札によるものとされておりますが、発注するに当たり、業者の信用、技術、施工能力等を重視する必要がある、現在公共工事の発注は国、地方自治団体を含めてほとんど指名競争入札が行われております。

入札制度の改善につきましては、最近国等において指名競争入札中心の契約のあり方が談合を生む一因ではないかということから、入札制度の見直しを検討され

ているようにございますので、今後これらの状況を踏まえ、問題に対処していきたいと考えております。

次に、メンバーセクトについてでございますが、入札にあたり指名競争入札参加資格登録者の中から規模、営業成績等を総合的に勘案して資格審査をし、発注する工事の標準価格に対処させ、四段階に格づけし、その中から指名案を作成し、福生市指名業者選定委員会にて調査、審議し選定しております。なお、選定に当たっては、市内業者については優先的な配慮をいたしております。

次に、独占禁止法について「不当な取引制限」について。

独占禁止法の概念の一つであり、工事を発注する工事請負契約に対しては、法でいう対価の決定引き上げ等については、業者サイドでは主導性は余りないと考えますが、これに関連する商品取引等における不正に対しましては、法の禁止の遵守に心がけていきたいと考えています。

次に談合入札についてでございますが、このような事実があった場合にはつきましては、契約約款の中で発注者である市において、契約を一方的に解除することができるよう定めております。悪質な事実関係が明らかになった場合は、契約の解約という強

行手段を考慮することもあり得ると考えております。

次に、市内業者については、従来どおりその育成指導に力を入れていきたいと思っております。なお、受注の機会についても合わせて考えていきたいと思っております。

次に、市民サービスについて、結婚式場の設置についてでございますが、仲村議員さんのたいまの御提案は大変に感謝しておるわけでございますけれども、仲村議員さんの関係の会館等の建設等が一部ございましたのでございますけれども、現在福生市の中で、そういった経営で生活している人もございますので、いますぐに結婚式場の建設というようなことは、現在考えておりませんでございけれども、一応検討をさせていきたいと思っております。

なお、市民葬儀制度につきましても、市民の経済的負担の軽減ということでは貴重な御提案であります。他市の状況を見ますと、その利用率においては検討すべき問題もありますので、当市といたしましても、そのあり方を十分検討させていたきたいと思っております。

雑駁ですが、答弁にかえさせていただきます。

○二番（仲村清信君） それでは、自席から続いて質問させていただきます。

マスコミの報道等を見たときに、福生市の指名業者の中にもこれら談合に参加した業者がありますけれども、第一点に私が質問いたしました指名競争制度の改善策、これらを踏まえて今後このような業者に対してどのような考え方で進めていかれるのか。これは非常にむずかしい要素が多々あるわけでございますけれども、国や都におきまして、その制度がこんなふうなやり方をやるならば一番いいのではないかというふうなものが出たときには、福生市もそれらを取り入れられる考え方があると思うのです。

後メンバーセットと不当な取引制限。これらに関係するわけでございますけれども、メンバーセットの方は大体自分のところが工事を取るのだから、関係したそれら参加業者にどうか降りてくれないかというふうな根回しをしております。この指名競争入札をやるときにはすでに落札業者は決まっております。こういう方法でございます。これらの一番の問題点は、設計会社に設計協力をする。そうしてその実績を一つの武器として相手を降ろしてしまふ。こういう方法が業界の中では常識とされていきますが、これはそのまま見過ごしてしまいますと、工事請負業者が自分で設計して積算したもので工事を請ける。これは不当な利益、工事代の水増しというふうなこと

にもなるわけです。福生市として現在、何名ぐらいの専門職員がその工事の積算に当たっておられるのかどうか、お尋ねいたします。

それから、工事業者がよく言われているのをいろいろの形で私、聞いておるわけでございますけれども、これが福生市にあるという意味じゃございません。財政難の予算制約の下で赤字の請け負いを業者に最初させる。そのかわり次の機会には利益を戻してやるというふうなことをやっている。恐らくこのような点については、福生市ではこれは予算のことでわかりでしょうから、いままであったのかなかったのか、お尋ねしたい。

それから、結婚式場の設置につきましては、非常にお金のかかる施設的な問題ですけれども、他市の状態を見たときに、結婚式場ばかりつくっているわけじゃないので、福祉会館の中にこのような一部施設を入れて、大きな会議室を式場というふうに形を変えてやっているわけです。本当の式場というのは、近親の者がおはらいをしていただけるのか、そういう縁結びの場所というものが一カ所必要でありまして、それ以外のところは全部会議室でできるわけでございます。ですから、こういうところを余り大げさに考えないで、今後とも何とか若い人たちに一日も早くその機会を与えてあげるとかというふうな考え方を市長に持っていていただきたいということを要望しておきます。

市民葬儀制度につきましては、要するに現在世間で何々互助会という形で掛金を六万円ぐらいを掛け終われば、それでいつでも葬式でも結婚式でも利用して、すばらしいものができますよというふれ込みでございますけれども、もうお調べになつていただければおわかりのことと思ひますけれども、全部これに乗せしめたものでなければ實際にはできませんというところで、また当市としても狭山にリッパな葬儀場等を組合として持つておりますけれども、利用状況等を見ても日本人の一般的な平均的なものと考えと言ひますか、しきりに申しまして自分の住んでいる自分の家庭の中において、自分の家で葬儀を済ませたいというのがごく常識的ではないかと、そんな意味でひとつ市民に必要以上の負担をかけないような行政サイドでちよつとめんどう見てあげることによつて、市民に喜ばれる制度でございます。財政的に予算をつけてどうのこうのという必要のないものでございまして、ぜひひとつこれは早急に検討されて、その制度の採用に踏み切つてほしいと強く要望いたします。

いま三点ほど御質問いたしましたけれども、それについてお答え願ひたいと思ひます。

○総務部長（浅見裕康君） それでは、工事請負契約の関係につきまして私の方から御答弁申し上げます。

まず、第一点のいわゆる談合の関係でございます。今後どういう対応をしていくのかという御質問でございますけれども、市長が御答弁申し上げましたように、国あるいは都等の上級官庁等の今後の検討によつて何らかの指針が与えられるのではないかと、この感じを持っております。それを待つてゐるということと、立場上申しわけない次第でございますけれども、なかなか現在の指名競争入札制度ができた経過で、そういったものがいろいろな点でやはりいまの時点では一番適当であろうというふうなことから、自治法にもうたわれているというふうな経過もございします。

ただ、いま問題になつております談合の関係の、談合させられているというふうなひとつの状況に立ちますれば、当然これにかわるべき手法を編み出すなければならぬ。いま市長で言われてますのは、一般競争入札にしてはどうとか。それと、いわゆる数社から見積もり合わせをするということとです。そんなふうな感じが非常にごく大ざっぱでございどもするわけでございます。今後これにつきましての指導もこういった業者サイドの問題ではございしますけれども、やはり、発注者としてその辺のところは今後一生懸命対応していくという覚悟を持っております。

それから、いわゆる設計金額の積算のためには、そういうものをチェックしてゐる職員

の数でございますけれども、土木関係からあるのは学校関係、さらに水道そういったものを含めまして、現在技術職員と名のついておるのは三十二名でございます。

それで、現在私どもの事務処理といったしましては、設計と現場の施行監理、監督そういったものが同一人で、その場で配置されて実施されているというところが事実でございます。純然たる設計担当というのは現在置かれておりません。これもやはり市の規模、その他の関係で現在制約された人員の中で実施をしております。組織上専門の設計係というのは置かれてないということも事実でございます。それらについて両面それぞれの職員がやっておりますというふうな感じでございます。勢い設計業者に設計の多くが任せられがちだというふうなことになるだろうと思います。これらにつきまして、十分今後も御指摘いただきましたような問題が発生するきらいもござりますので、対応によって十分に留意していきたいと思っております。

それから、二点目の長たま予算が足りないで次の機会に穴埋めをするというふうな意味で若干安くさせていくようなきらいも当初からあるのかどうかというふうな御質問のようでございますけれども、私どもは、御案内のように現在、東京都あるいは防衛施設庁の設計単価によりまして、設計を積み上げております。したがって、

当然、予算の足りない場合は、分割にして現在の不足額を次の補正予算で措置するとか、いろいろなそういった関係で予算の補正とあるのは施行時点の修正、そういったものによって対応しておりますので、そういったことはございません。

以上、たびたび御質問にありました工事請負契約談合入札についての答弁にかえさせていただきます。

○二番（仲村清信君）　いまの答弁の中で、私の質問のうち一つ漏れておる点で、談合に参加した指名業者がいると私は言っているのです。これは具体的に摘発されておるわけですか。私もこれリストで会社の名前を全部言えといえば申し上げますけれども、皆さんの中にも最近の報道等見ておれば、この業者はうちの指名業者の中にいる業者だけれども、これはどういうかなと、これは考えられているのじゃないかと。だから、これについて今後も続けて指名業者としてやるのかどうか、この点です。これは一部上場のもうそうたる会社が摘発されて、そのうちの幹部職員まで有罪確定というふうなことになるのですが、これらの会社について、そのままというわけにはいかないのじゃないかと。それの一つ、はつきりという会社については降ろすのか、それとも嚴重に、福生市においてはこのようなことをやった場合には、いままではいままでも、今後の方

針としては毅然たる処置を取るというふうに言つて業者を引き締めるのか、その点をひとつはつきりとお答え願ひたいと思います。

それから、この設計関係ですけれども、非常に部長の方からの話ですと、設計会社にほとんど依存していると。これは、私どもは素人でわかりませんけれども、福生市で年間設計会社に払つてゐる設計料の総額は、予算の中で計算して出せばわかります。

専門であるのですぐわかると思います。それと、専門の職員を置いて、やはりこの会社でも、たとえば民間の場合は、人に仕事をやつてもらふとか、外注に出すとか、こういうときには、自分のところで原価計算をやるというのが、これは常識じゃないかと思ひます。そして私、一番指摘したいのは、その設計会社と工事業者とのつながり、これによつて水増しされたようなものをあたかも妥当な積算金額であるような格好で設計会社は出してくると。これは現実には、こういう問題は公取委においてもまた汚職というようない一つの事件において摘発されてゐるのです。私は想像して言つてゐるわけじゃないのです。

こういう点で、つい最近、新聞紙上をにぎわしたのは、小平市の公立の昭和病院、これらについては二十二社もか談合してゐる。これは全部設計会社の方に設計協力をして、そこで積算をして大体二二のところでやろうじゃないかと、また、ほかの神奈川県

あたりの方では、二十七社もかそろつて談合してゐると。ですから、私はここで福生市としては、こういうたゞいかげんのことは、許さないというひとつの姿勢のために、自分の市にはさちつとした積算をできる職員がいるのだぞ、という姿勢を示さなければ、さて向うから来たものが二つちでこの基準、ごこの基準と、それはあります。それは、業者がつて持つてゐるわけです。実際に工事讀負契約をいままで見たときに、億単位の工事をやるのに、そこへ行つて三十万円の違ひとか、百万円の違ひとか、そんなことは常識としてあり得ないのです。私ごとになりますか、個人の家を建てるわけでもないものにおいても四社ぐらゐから工事の見積りを取つてごらん下さい。そんなうまいぐあいに並べられて、見積りが出てくるかどうか、出てこないです。

そういう点で、やはり市においてしっかりと計算のできる職員を配置して置く。設計会社に全部お任せしなけりゃならないようなおぼつかしいものばかりでは、私はないと思ひます。その辺とのバランスについて、どのように今後の問題として考えられるか、ひとつ具体的数字等挙げながら、おわかりになつたら説明を願ひたいと思ひます。

○議長（末次性男君） 二れより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十六分 休憩

午後一時

開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続いて一般質問を行います。

○助役(古谷徳男君) 自席から仲村議員さんの談合した業者に対しての指名の考え方と、それからチェックの問題がござりまするので、自席からお答え申し上げます。

先ほど市長の方から、工事契約については特に悪質な事実関係等が明らかになった場合には、その契約の解除をする考えを持つて、こういうこともお答え申し上げますが、談合した業者に対する指名についての考え方でもお答え申し上げます。このことは現在長い間のそういった悪例と申しますか、国やあるいは都においても、そういったことは同じでございまして、具体的にそういった国や都におきましても、談合のために以後停止したと、そういった具体的な例は、私どもいまのところ聞いてないわけでございますが、それらは、現段階におきましてそれをどうしたらいいかと、こういうことを検討しているような段階でござります。当市といたしましても、それらの上級官庁のそういった

結論が出来ますれば先ほど来お答えしておりますように、そういうことに準じまして対処していきたいと思っておりますけれども、要は発注者であるわれわれが、業者に対して厳正な態度で臨むことが一番大事ではないかと思っておりますので、それらについては、従来と同じく厳しくそういった指導なり、こういうことをもっていきたいとこのように思っております。

それから、設計のチェックのことでござりますけれども、先ほど部長の方から職員の数だけを申し上げてちょっと答弁が不足だったと思っておりますけれども、現在設計を業者に委託した場合においても、私の方の技術屋の職員がこれを十分にチェックしてから発注をしておるようなことを処置しておりますので、ちょっと答弁が不足したかと思っておりますけれども、チェックは十分されております。

簡単でございますけれども、二点につきましてお答え申し上げます。

○二番(仲村清信君) いまの助役の答弁で、当市としての基本的な考え方、これは市民もその姿を望んでいるというふうに考えておりますので、その点、問題の起まないよう十分なる配慮をお願いいたします。

これは要望でございますけれども、非常に長い業界の中の慣習となっているような体質的な問題でございますけれども、あくまでも市というものは、大ぜいの市民に対して、